

インドシナ銀行と中国興業銀行の危機

The Banque de l'Indochine and the crisis of the Banque Industrielle de Chine

篠 永 宣 孝

はじめに

インドシナ銀行〔Banque de l'Indochine〕は、1875年にパリ割引銀行〔Comptoir d'Escompte de Paris, CEP〕、商工信用銀行〔Crédit Industriel et Commercial, CIC〕、パリバ（パリ＝オランダ銀行）〔Paribas, Banque de Paris et des Pays-Bas〕によって、資本金800万フランの植民地銀行（発券特権銀行）としてパリに設立された。次いで、ソシエテ・ジェネラル〔Société Générale, SG〕やクレディ・リヨネ〔Crédit Lyonnais, CL〕の資本参加を得て、パリの5大銀行の支配する大金融機関——パリの大銀行の共同体〔consortium〕——へと発展していった。パリの5大銀行による銀行支配が確立されてゆくにつれ、インドシナ銀行は次第に為替取引など短期信用業務を中心とする政策をとるようになり、政府（外務省）の期待する海外（中国・インドシナ）市場での積極的投資事業・支援、産業金融などには消極的であり、自らの利益の極大化しか考えない非常に「さもしく」「利己的な」銀行と映るようになったのである——つまり、インドシナ銀行は当時フランスの推進するアジア膨張〔帝国主義〕政策に容易に協力しようとしなかった——⁽¹⁾。こうした事情から、アジア・中国事情に精通した外務省切っ手のエリート官僚（外交官）、フィリップ・ベルトロ〔Philippe Berthelot〕が構想する中国（アジア）での新銀行——中国市場浸透の先兵なる事業銀行——の創設が議題に上ることになったのである。

実際、1913年にフランス政府（外務省、Ph. ベルトロ）の期待に沿う形で設立されてくるのが、Ph. ベルトロの兄アンドレ・ベルトロ〔André Berthelot〕率いる中国興業銀行〔Banque Industrielle de Chine, BIC〕である。すなわち、中国興業銀行〔BIC〕は、フランスの中国進出を企画・推進してフランスの政治・経済・金融的影響力の拡大するための「国策的」銀行となると同時に、辛亥革命後の中国政府の「非公式的」銀行（資金供

給源)となることを目的として、フランス政府(外務省)ばかりでなく中国(北京)政府の強力な支援・協力を得て、資本金4500万フランの仏中合弁銀行——中国政府は資本金の三分之一を出資した——として、1913年7月にパリに設立された⁽²⁾。そうして、BICは、間もなく中国政府から1億5000万フランの浦口工業借款契約や6億フランの欽渝鉄道建設契約などの大型借款契約を矢継ぎ早に獲得して、順調な滑り出しを見せた。第一次大戦中は大規模な事業展開が出来ずに試練の時を迎えたが、大戦後は戦後ブームに乗って急速に事業(産業金融・資本参加など)を拡大させた。実際、資本金は1913年末の4500万フランから1920年末の1億5000万フランと7年間で約3.3倍に、貸借対照表〔Bilan〕総額は5500万フランから15億5000万フランと約28倍に、保有証券・資本参加〔portefeuilles-titres et participations financières〕は1200万フランから4億1300万フランと約34倍に、貸付額〔avances diverses〕は1914年の3160万フランから1920年の3億780万フランと6年間で約10倍に、当座借方勘定〔comptes courants débiteurs〕は110万フランから8億5500万フランと約780倍に、純益〔bénéfice nets〕は1913年の34万フランから1919年の1620万フランと約50倍に激増し⁽³⁾、BICは設立後わずか7年間でフランス第一の植民地銀行・インドシナ銀行をも脅かす存在(強力なライバル)となったのである。

ところが、1920年3月にアジア(日本)で勃発した戦後恐慌によって多大な打撃を受けたBICは、同年末から破綻の危機に直面したのである。こうした事態に、フランス政府(外務省)をはじめとして、フランス銀行、インドシナ植民地政府、パリバを中心とする民間諸銀行などが直ちにBICの救済に乗り出すことになったのである⁽⁴⁾。

1 インドシナ銀行の特権更新問題とBIC危機への対応

(1) インドシナ銀行の発展——BICとの競争・対立の始まり

インドシナ銀行は、パリ割引銀行〔CEP〕、商工信用銀行〔CIC〕、パリバ〔Paribas〕らによって、1875年1月21日にフランス領インドとコーチシナ植民地で銀行券発行特権(20年間)を有する資本金800万フラン(1/4払込)植民地銀行としてパリに設立された。この特権は、1888年2月にニューカレドニア、カンボジア・アンナン・トンキン保護領、オセアニア植民地へと拡大され、1905年2月21日まで延長された。1900年5月16日の

政令〔décret〕によって、当該特権は1920年1月21日にまで延長された。

こうした特権の拡大と並行して、インドシナ銀行の資本金は1888年7月に1200万フラン(1/4払込)、1900年7月に2400万フラン(1/4払込)、1906年3月に3600万フラン(1/4払込)、1910年3月に4800万フラン(1/4払込)、1920年に7200万フラン(475/500払込)と増額された。また特権・営業地域の拡大とともに、支店・営業所〔succursales et agences〕の数も次のように増大していった⁽⁵⁾(表1参照)。

表1 インドシナ銀行の支店・営業所の増大 (1914年現在)

銀行支店・営業所名	開設年月
サイゴン〔Saigon〕(コーチシナ)	1875年4月
ポンディシェリ〔Pondichéry〕(仏領インド)	1877年1月
ハイフォン〔Haiphong〕(トンキン)	1885年4月
ハノイ〔Hanoi〕(トンキン)	1887年1月
ヌーメア〔Nouméa〕(ニューカレドニア)	1888年9月
プノンペン〔Pnom Penh〕(カンボジア)	1891年2月
ツーラン〔Tourane〕(アンナン)	1891年8月
香港〔Hongkong〕(英領)	1894年7月
バンコク〔Bangkok〕(タイ)	1897年2月
上海〔Shanghai〕(中国)	1898年7月
漢口〔Hankeou〕(中国)	1902年3月
広東〔Canton〕(中国)	1903年3月
バタンバン〔Battambang〕(シャム、カンボジア)	1904年8月
シンガポール〔Singapore〕(英海峡植民地)	1905年3月
パペーテ〔Papeete〕(仏領オセアニア・タヒチ)	1905年12月
天津〔Tientsin〕(中国)	1907年2月
北京〔Pékin〕(中国)	1907年4月
ジブチ〔Djibouti〕(仏領ソマリア)	1908年7月
蒙自〔Mongtze〕(中国)	1914年1月

〔Source : *Exposition universelle et internationale de Gand (Banques & Institutions de Crédit)*, Paris (Michel Pigelet), 1913, pp. 26-29 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジアインドシナ銀行史研究』東京大学出版会、1985年、303頁〕

実際、インドシナ銀行は、当初から発券特権を保有するフランス植民地に営業基盤を限定して順調に業績を伸ばしていたが、植民地外（中国を中心とする外国地域）への進出には否定的であった。一方、1860年からアジアに進出していたフランス第一の海外銀行・パリ割引銀行は、1889年に銅・錫投機の失敗から破綻に追い込まれ、時の蔵相モーリス・ルーヴィエ〔Maurice Rouvier〕に支援された元フランス銀行総裁ドノルマンディ〔E. Denormandie〕頭取の下にパリ国民割引銀行〔Comptoir National d'Escompte de Paris, CNEP〕として再建されたが、徐々にアジア市場から撤退してゆくことになった。そこで、インドシナ銀行は1894年にCNEPから香港支店を譲り受けてアジア出店の先駆けとしたが、フランス政府（外務省、植民地省）の強い要請にも拘わらず、その後も依然として中国市場への進出については極めて否定的であった。しかしながら、フランス政府の強硬な姿勢を前にして、インドシナ銀行は渋々ながら1898年の上海支店の開設から順次、漢口、広東、天津、北京へと中国支店網を拡大して行き、仏植民地外地域（特に中国）への拡張が本格化してゆくのである。その結果、インドシナ銀行の見通し——中国支店は利益の見込みが薄いと見た——とは裏腹に、間もなくこれら中国支店の業務が銀行収益増大の主要な源泉となって行ったのである⁽⁶⁾。

インドシナ銀行の増資の度毎に、ソシエテ・ジェネラル〔SG〕やクレディ・リヨネ〔CL〕などの大預金銀行が資本参加を行うと同時に取締役会にも取締役を送ることによって、19世紀末までに同行はパリの5大銀行〔CNEP, CIC, Paribas, SG, CL〕の支配する大金融機関（パリ5大銀行の共同体）となっていった。こうして、パリ大預金銀行出身の取締役が独占支配する同行は、発券特権やインドシナ総督府預金を享受しつつ、短期金融（為替業務・貸付など）を中心とする極めて慎重な銀行政策を実施することによって、1882年、1889年、1901年、1914年、1920-21年などの恐慌や第一次大戦の影響はみられるものの、比較的順調で安定的な発展を実現することができたのである（表2、表3参照）。

表2 インドシナ銀行の貸借対照表〔Bilan〕(借方)、1875-1922年
〔単位 1,000 フラン〕

年次	公債・社債	資本参加	発券準備	割引手形	貸付	総督府貸付	Bilan 総計
1875	-	-	407	729	1,101	-	3,262
1876	-	-	809	3,743	1,287	-	6,082
1877	-	-	3,725	3,573	2,038	-	9,898
1878	-	-	5,476	4,461	1,651	-	12,551
1879	-	-	2,101	4,010	1,760	-	9,319
1880	-	-	2,644	3,639	1,313	-	9,702
1881	-	-	2,743	5,549	909	-	9,585
1882	-	-	4,114	3,369	1,320	-	11,269
1883	-	-	1,940	6,956	1,876	-	13,360
1884	-	-	4,813	6,133	2,332	-	18,837
1885	-	-	6,418	9,001	2,842	-	20,185
1886	-	-	4,947	11,334	3,761	-	21,342
1887	-	-	8,248	13,887	7,204	-	32,714
1888	-	-	5,956	13,919	6,037	-	27,362
1889	-	-	6,423	9,123	6,788	3,211	29,057
1890	-	-	6,326	9,886	6,876	2,956	29,401
1891	-	-	8,563	13,633	7,306	-	33,046
1892	-	-	8,499	10,556	7,132	-	34,702
1893	-	-	9,902	13,112	4,546	654	33,405
1894	-	-	10,470	15,553	6,257	2,575	38,198
1895	-	-	9,446	9,255	5,066	2,799	32,094
1896	-	-	15,773	10,542	6,285	451	42,953
1897	-	-	12,624	18,443	6,987	347	46,028
1898	-	-	15,906	17,717	9,129	314	55,525
1899	-	-	14,100	22,123	10,528	188	68,358
1900	3,255	113	29,439	21,852	16,412	-	85,664
1901	2,255	322	34,846	31,850	29,280	-	118,520
1902	2,255	441	22,951	37,662	27,519	-	111,692
1903	2,255	565	30,956	31,522	37,956	-	118,988
1904	2,255	1,202	33,744	35,290	42,776	-	131,730

1905	2,255	1,793	26,570	41,739	37,133	—	140,462
1906	3,509	1,897	32,838	49,894	59,588	—	169,274
1907	3,514	2,127	35,306	56,288	59,425	—	201,203
1908	3,493	3,272	65,653	48,465	69,127	—	238,154
1909	3,493	2,315	92,293	38,765	63,786	—	238,936
1910	3,426	2,370	83,366	51,929	89,232	—	293,459
1911	3,365	2,009	58,211	57,581	118,823	—	305,413
1912	4,617	1,173	59,778	105,515	107,551	—	350,480
1913	3,489	1,486	71,226	103,233	94,701	—	381,385
1914	4,126	2,577	81,083	72,742	75,109	—	316,298
1915	9,019	2,527	86,061	96,945	60,797	—	334,240
1916	10,945	1,528	58,349	103,089	83,668	—	313,243
1917	10,636	624	89,051	131,972	116,495	—	419,312
1918	11,265	661	60,637	202,884	180,416	—	513,064
1919	11,457	741	136,047	341,151	319,802	—	1,084,605
1920	13,223	891	231,619	541,927	371,418	—	1,572,670
1921	15,371	1,049	190,814	478,126	304,032	—	1,710,652
1922	17,325	987	305,081	638,759	352,807	—	1,639,479

〔出典：権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』東京大学出版会、1985年、376-377頁；AG de la Banque de l'Indochine, exercices 1875-1922, AN, 65AQ, A628¹⁻⁸⁾〕

表3 インドシナ銀行の貸借対照表〔Bilan〕（貸方）、1875-1922年
〔単位 1,000 フラン〕

年次	払込資本金	流通銀行券	積立金	要求払預金	定期預金	総督府預金	Bilan 総計
1875	2,000	—	—	594	—	—	3,262
1876	2,000	2,499	—	916	—	—	6,082
1877	2,000	3,643	34	2,180	—	—	9,898
1878	2,000	7,307	60	1,697	—	—	12,551
1879	2,000	3,846	86	538	—	—	9,319
1880	2,000	4,239	113	614	—	—	9,702
1881	2,000	4,716	145	1,639	—	—	9,585
1882	2,000	6,558	176	968	—	—	11,269
1883	2,000	7,782	207	1,095	—	—	13,360

1884	2,000	8,138	729	2,202	—	—	18,837
1885	2,000	10,572	847	1,392	—	—	20,185
1886	2,000	11,777	956	2,348	—	—	21,342
1887	2,000	14,247	968	2,717	—	—	32,714
1888	3,000	13,047	1,766	2,953	—	—	27,362
1889	3,000	11,949	1,850	2,555	—	—	29,057
1890	3,000	15,973	1,918	2,910	—	—	29,401
1891	3,000	15,911	2,004	5,705	—	—	33,046
1892	3,000	18,696	2,097	4,341	—	—	34,702
1893	3,000	20,926	2,212	3,327	—	—	33,405
1894	3,000	22,076	2,431	4,737	—	—	38,198
1895	3,000	17,029	2,513	3,831	—	—	32,094
1896	3,000	18,634	2,699	8,422	—	—	42,953
1897	3,000	25,159	2,781	5,435	—	—	46,028
1898	3,000	23,991	2,992	8,415	—	—	55,525
1899	3,000	31,383	3,241	16,008	—	—	68,358
1900	6,000	27,724	7,945	15,014		13,204	85,664
1901	6,000	33,773	8,514	15,051		21,131	118,520
1902	6,000	36,941	9,506	16,586		18,251	111,692
1903	6,000	40,187	10,619	15,241		23,906	118,988
1904	6,000	46,446	11,874	15,592		23,144	131,730
1905	6,000	46,861	12,752	16,806		8,637	140,462
1906	9,000	56,079	24,265	16,800		16,721	169,274
1907	9,000	52,719	25,494	18,273		49,290	201,203
1908	9,000	57,000	26,416	32,242		61,125	238,154
1909	9,000	60,274	27,638	40,560		37,597	238,936
1910	12,000	63,815	44,975	43,373		34,258	293,459
1911	12,000	63,164	45,644	67,223		31,297	305,413
1912	12,000	81,720	46,918	58,969	19,873	25,310	350,480
1913	12,000	86,461	47,927	58,422	17,305	25,890	381,385
1914	12,000	73,381	48,601	56,321	6,580	29,602	316,298
1915	12,000	89,167	49,335	49,451	5,385	44,879	334,240
1916	12,000	94,024	50,044	44,728	6,935	35,696	313,243

1917	12,000	139,669	51,203	60,690	10,697	38,579	419,312
1918	12,000	174,428	51,999	76,734	12,171	64,205	513,064
1919	45,600	474,968	18,807	230,781	32,848	37,484	1,084,605
1920	68,400	705,319	70,650	235,920	19,283	98,327	1,572,670
1921	68,400	618,015	73,052	303,213	20,474	69,849	1,710,652
1922	68,400	609,858	77,610	284,241	28,272	208,867	1,639,479

〔出典：権上康男『フランス帝国主義とアジアインドシナ銀行史研究—』東京大学出版会、1985年、376-377頁；AG de la Banque de l'Indochine, exercices 1875-1922, AN, 65AQ, A628¹⁻⁸⁾〕

これに対して、中国興業銀行〔BIC〕は、フランス政府（外務省）と中国政府の支持・支援の下に、1913年7月に資本金4500万フラン（1/3払込）の仏中合弁銀行としてパリに設立された。同行は、創業間もなく中国政府から1億5000万フランの浦口工業借款契約や6億フランの欽渝鉄道建設契約などの大型借款契約を矢継ぎ早に獲得して、順調な滑り出しを見せた。だが、第一次大戦の勃発でBICの事業は大きな困難に直面し、BICの主たる活動拠点の中国でも列強の戦争に巻き込まれて——日本の参戦（青島占領）や二十一カ条の要求（1915年1月）——、BICの大型事業は中断を余儀なくされた。1915年中葉になってようやく、ケ・ドルセ〔Quai d'Orsey〕（仏外務省）などの配慮によって、戦争に動員されていたBIC総支配人ジョゼフ・ペルノット〔Joseph Pernotte〕が中国に配属されてBICの指揮を執ることが可能となった。J.ペルノットは早速BICの中国支店（北京、上海）の立て直しを図ると同時に、新規支店の開設に取り組んだ。こうして、天津支店（1916年1月）、香港支店（1917年4月）に続いて、サイゴン（1917年7月）、ハノイ（1918年1月）、ハイフォン（1818年2月）とインドシナ銀行の本拠地インドシナにも新支店を開設していった——この頃からBICとインドシナ銀行との競争が本格化していった——⁽⁷⁾。BICの支店開設は戦後一段と加速され、フランス国内（マルセイユ、リヨン、ボルドー）や中国（広東、福州、漢口、盛京、汕頭、済南府）・ロシア（ウラジオストック）ばかりでなく、ヨーロッパ（ロンドン、アンヴェルス）、アメリカ（ニューヨーク）、シンガポール、日本（横浜）と世界中に支店網を拡大していった——さらに1921年初頭にはバタヴィア、プノンペン、ロッテルダム、ダンケルク、ルアーヴルの支店開設が準備されていた——（表4参照）。戦時中から営業活動資金に窮していたBICは、このように世界

中に支店網を拡大し高利を付すことによって大量の預貯金を獲得し、戦時中はフランス政府の意向に沿うようフランスの戦争協力も兼ねて、戦後はフランスの復興のために、内外の軍需・国防産業（戦後は平和産業への転換）、海運・造船業、貿易・食品会社などの企業へ投資・融資（産業金融）を集中させていったのである。こうしてBICは、事業銀行でありながら割引・預金銀行をも兼ね備えるという「危険な」道（「ジェルマン・ドクトリン」）に踏み出していったのである。

表4 中国興業銀行〔BIC〕支店網の拡大 1875-1922年

銀行支店名	開設年月
北京〔Pékin〕（中国）	1913年9月
上海〔Shanghai〕（中国）	1914年7月
天津〔Tientsin〕（中国）	1916年1月
香港〔Hongkong〕（英領）	1917年4月
サイゴン〔Saïgon〕（コーチシナ）	1917年7月
ハノイ〔Hanoi〕（トンキン）	1918年1月
ハイフォン〔Haïphong〕（トンキン）	1918年2月
雲南府〔Yunnanfou〕（中国）	1918年3月
広東〔Canton〕（中国）	1919年
福州〔Foutchéou〕（中国）	1919年
マルセイユ〔Marseille〕（フランス）	1919年
ウラジオストック〔Vladivostok〕（ロシア）	1919年
横浜〔Yokohama〕（日本）	1920年3月
漢口〔Hankéou〕（中国）	1920年4月
盛京〔奉天〕〔Moukden〕（中国）	1920年
汕頭〔Swatow〕（中国）	1920年
済南府〔Tsinanfou〕（中国）	1920年
シンガポール〔Singapore〕（英海峡植民地）	1920年
リヨン〔Lyon〕（フランス）	1920年
ボルドー〔Bordeaux〕（フランス）	1920年
ロンドン〔London〕（イギリス）	1920年
アンヴェルス〔Anvers, Antwerpen〕（ベルギー）	1920年
ニューヨーク〔New York〕（アメリカ）	1920年

〔Source : AN, 65AQ, A366¹⁻² (BIC) ; A.-J. Pernotte, *Pourquoi et Comment fut fondée la Banque Industrielle de Chine*, Paris (Jouve), 1922, pp. 47-52〕

戦後の支店数の急速な増加——1919年に4店舗、1920年に11店舗——が象徴するように、BICは戦後ブームに乗って業績を飛躍的に拡大して行き、創業から1920年までの僅か7年の間にフランス最大の植民地銀行、インドシナ銀行をも脅かすほどの強力なライバルにまで成長していったのである⁽⁸⁾（表5、表6参照）。

表5 中国興業銀行の貸借対照表〔Bilan〕（借方）、1913-1920年
〔単位 1,000 フラン〕

年次	未払資本金	準備現金	証券・出資	口座貸越	貸付	口座借方	Bilan 総計
1913	33,554	193	12,159	—	5,337	94	54,990
1914	33,500	22,760	5,308	—	31,643	1,884	98,759
1915	33,498	25,438	6,553	—	27,800	3,551	100,018
1916	33,419	53,883	14,922	—	43,919	11,125	162,328
1917	33,048	56,017	57,657	—	64,553	17,443	247,623
1918	21,969	89,831	78,347	—	112,225	50,004	380,402
1919	35,562	183,414	260,953	122,533	282,627	149,282	1,089,716
1920	68,445	156,614	413,110	305,904	307,847	109,682	1,551,994

〔Source : Rapport d'André Poisson sur la BIC (déposé le 22 juillet 1921) pour le ministère des Finances, MAE(SE, AO), Chine, vol. 98, folio 75 ; AN, 65AQ, A366¹⁻² (BIC)〕

表6 中国興業銀行の貸借対照表〔Bilan〕（貸方）、1913-1920年
〔単位 1,000 フラン〕

年次	資本金	積立金	預金	諸債権	口座貸方	発行銀行券	Bilan 総計
1913	45,000	—	—	5,780	—	—	54,990
1914	45,000	17	1,148	2,371	44,967	—	98,759
1915	45,000	1,186	5,077	3,924	40,790	—	100,018
1916	45,000	2,070	20,403	43,231	42,883	—	162,328
1917	45,000	2,901	73,107	27,119	83,904	—	247,623
1918	45,000	3,747	173,234	61,853	73,723	—	380,402
1919	75,000	6,605	675,670	152,647	146,782	—	1,089,716
1920	150,000	38,678	855,445	153,597	110,176	34,018	1,551,994

〔Source : Rapport d'André Poisson sur la BIC (déposé le 22 juillet 1921) pour le ministère des Finances, MAE(SE, AO), Chine, vol. 98, folio 75 ; AN, 65AQ, A366¹⁻² (BIC)〕

(2) インドシナ銀行と特権更新問題

インドシナ銀行は、1875年1月21日のデクレによって、コーチシナ・仏領インド植民地での銀行券発行特権が20年間認められた植民地銀行として設立された。1888年2月20日の第一次特権更新によって、特権は1905年2月20日にまで延長されると同時に、カンボジア・安南・トンキン保護領やオセアニア植民地にまで拡大された。この特権の拡大により、インドシナ銀行はフランスの対アジア膨張政策の機関としての役割を負わされるようになった。さらに1900年5月16日の第二次特権更新によって、特権は1920年1月21日にまで延長されると同時に、銀行は通常の割引業務のほかに証券発行業務・企業発起・企業資本参加業務などが認められるようになり、銀行はそれまでのアジアのフランス植民地での発券銀行から事業銀行業務をも行う混合銀行〔banque mixte〕の役割を担わされることとなった。銀行はこの特権（二度の特権更新）のおかげで、創業以来順調に発展して大きな利益を上げてきたが、その経営は極端なほど慎重な銀行政策に終始し、短期で高収益な為替業務に特化して産業投資などによる資本の固定化を極力避けていた（つまり、フランス政府の期待する事業銀行の役割を殆ど果たそうとはしなかった⁹⁾）。そこから、フランス外務省を始めとした政界・商業・産業界からの銀行に対する不平不満が続出することになったのである。とりわけ、1915年からインドシナ銀行の活動資金〔ressources〕の大部分は銀行券の発行からきているにも拘らず、フランス植民地の発展にその一部分しか使われていない特権の無償性〔非合理性〕〔gratuité〕に非難が集中したのである。

BICの設立以来、BICとインドシナ銀行の競争と対立は永続的で根深い〔viscérales〕ものであった。インドシナ植民地においてばかりでなく、中国やフランス国内においても、両銀行は何かにつけて角を突き合わせていたのである。パリ5大銀行に支援された強力なインドシナ銀行の唯一の弱点は、1920年2月20日に期限が切れる特権の更新問題であった。なぜなら、インドシナ銀行はフランスの半国立銀行〔banque semi-officielle〕・植民地銀行として、特権の期限満了のはるか以前から、銀行業務に関してあらゆる批判の対象になっていたからである。ケ・ドルセや海外駐在外交官らは随分以前から機会あるごとに銀行への不満を表明していたし、政治・経済界やインドシナ植民地当局なども植民地開発に全く貢献しなかったとインドシナ銀行を非難していた——そのうえ中国公使A. コンチ〔A. Conty〕は、中国においてインドシナ銀行は香港上海銀行〔Hongkong &

Shanghai Bank] の衛星企業 [satellite] のように見えると嘆いていた——⁽¹⁰⁾。かくして、インドシナ銀行への批判の集中砲火が浴びせられる中、フランス下院は 1917 年 5 月 31 日の議会で決議案を採択し、植民地銀行制度に関する問題は今後国会の議を経て行うことを決定した。1917 年 9 月 6 日の植民地相の裁定 [arrêt] によって、インドシナ銀行特権更新に関する法案の準備作業を植民地に関連の深い下院議員や上院議員も加わった植民地銀行管理委員会 [Commission de surveillance des banques coloniales] に付託されることになった。そこで、関係する植民地行政府や植民地・フランス本国の商業会議所がこの問題に関するそれぞれの意見を知らせるように要請された。これを機会に、フランス植民地の経済発展に直接関係する団体 [groupements] に所属する、コーチシナ河川輸送会社 [Compagnie des Messageries fluviales de Cochinchine] 代表取締役のベルナル大佐 [le colonel Fernand Bernard]⁽¹¹⁾と当時のインドシナ総督 A. サロー [A. Sarraut] は、とりわけインドシナ銀行の営業活動を非難する長文の意見書 [mémoire] を送付した⁽¹²⁾。

実際、1917 年末には、A. サローは私利私欲しか念頭にないインドシナ銀行を「その経営において過度に小心翼翼 [timoré] であり、全く安全な限られた事業にしか関心を示さないし、1200 万フランの払込資本に対して 6000 万フランを超える積立金をインドシナ植民地外に蓄えるのに莫大な利益金を充てている」⁽¹³⁾と非難した。彼は、「過去の営業利益の一部が植民地で経済開発を刺激し産業発展を助長するために使われるよう配分される」⁽¹³⁾という条件が満たされるならば、インドシナ銀行の特権更新に原則的に反対はしないとした。しかしながら、インドシナ銀行の営業活動は、以前と同じく第一次大戦中も戦後もほとんど変わらないままであった。同行は植民地銀行でありながら、フランス植民地で行われる事業よりもむしろ、外国で、とりわけ中国で行われる事業を優先するようになっていたからである。すなわち、割引業務、手形取立業務、様々な貸付業務は植民地と外国ではほぼ拮抗していたが、為替業務は外国がはるかに多く全体の 70% を占め、植民地は 30% であった。外国での預金高は 60% で植民地のそれは 40% であった。硬貨の流通量は外国で 80%、植民地で 20% であった。最後に硬貨と銀行券を合わせた流通量は外国で 70%、植民地で 30% であった。これらの数値から、インドシナ銀行はおよそ 70% の取引を常に外国、とりわけ中国で行っていたと結論できるであろう⁽¹⁴⁾。フランス当局やインドシナ当局が強く求める商工業への投資については、インドシナ銀行はフランス当局か

らの強い圧力の下においてでしか参加せず、しかも全く安全な企業にしか興味を示さなかったのである。インドシナ銀行は、特権更新前のこうした批判をかわすために、1917年に極東一般会社〔Compagnie Générale d'Extrême-Orient〕（資本金 500 万フラン）、極東フランス発展会社〔Société d'Expansion Française d'Extrême-Orient〕（資本金 100 万フラン）、極東化学工業会社〔Société Industrielle de Chimie d'Extrême-Orient〕（資本金 100 万フラン）などの設立に参画し、インドシナ・ゴム会社〔Société des Caoutchoucs de l'Indochine〕（資本金 600 万フラン）、ジブチ＝アジスアベバ鉄道会社〔Compagnie du Chemin de fer Djibouti-Addis-Abeba〕（資本金 1730 万フラン）の増資に協力した¹⁵⁾。しかしながら、インドシナ銀行が 1918 年までに後援した商工業企業数は僅か 32 社ほどでしかなかった¹⁶⁾。産業企業融資に対する極度の慎重さに加えて、インドシナ銀行は銀行業務の独占を図るために、競争相手と目される会社（銀行）を排除するのに全精力を傾けた。たとえば、インドシナの農業不動産信用銀行〔Crédit Foncier et Agricole〕やコーチシナ銀行〔Banque de Cochinchine〕はインドシナ銀行の独占政策の犠牲になっていた。事実、インドシナ銀行は、計画中の新会社はその名称にも拘らず銀行業務を行う予定なのでインドシナ銀行と競合するとの理由で、1903 年にインドシナ不動産会社〔Société Foncière de l'Indochine〕代表取締役ラヴォー〔Raveau〕によって計画された農業不動産信用銀行の設立を妨げたのである¹⁷⁾。コーチシナ銀行についていえば、インドシナ銀行は、その社名の近似性やその役割〔fonction〕の類似性を理由に、如何なる協力も拒絶し、最終的にそれを葬り去ったのであった¹⁸⁾。それゆえに、どうしてインドシナ銀行は BIC のために特例を設けたりするであろうか！ BIC 総支配人ベルノットによると、インドシナ銀行の BIC に対する態度は、「BIC を倒産させるのを望みつつ、BIC に可能な限りのあらゆる打撃をもたらそうとする揺るぎない意志〔volonté bien arrêtée〕」¹⁹⁾もっていると要約されるのである。

以上のような事情から、インドシナ銀行の特権更新問題は 1917 年以来容易に進捗しない状況に追い込まれた。銀行の特権更新問題は国会での審議に付託されることになったので、法案作成・審議は毎年先送りされることになり、特権満期の 1920 年 2 月 20 日を過ぎても特権の更新がなされず、インドシナ銀行の地位は依然不安定なままだったのである。

それでは、BIC の危機が訪れた 1920-21 年におけるインドシナ銀行の財務状態はどのよ

うであったのだろうか。戦後のピアストルの高騰と欠乏のため、インドシナ銀行は運転資金の不足に悩まされていた。戦後すぐさま、インドシナ銀行は4万8000株の新株発行によって資本金を4800万フランから7200万フランへ増強することを企て、1920年2月18日にそれを実施した。同時に、銀行は1株当たり額面500フランのうち475フランまでへの未払込金の支払いを要請した。こうした方法〔procédés〕によって、インドシナ銀行は6840万フラン——2280万フランは新株4万8000株の1株当たり475フランの払込金、4560万フランは旧株主にあてられた株式に対する1株当たり800フランのプレミアム〔prime〕と大衆に提供された2万4000株に対する1100フランのプレミアム——の現金を調達して、当面の危機を乗り切ったのである²⁰⁾。

他方、当時のインドシナ銀行取締役会の構成については、役員数の増加があったものの、その構造は長らく不変のままであった。すなわち、インドシナ銀行取締役会を支配するパリ5大銀行は、それぞれ二名ずつ次のような代表を送り込んでいた。パリ国民割引銀行〔CNEP〕は頭取ポール・ボワイエ〔Paul Boyer〕と副頭取ジュール・ロスタン〔Jules Rostand〕を、商工信用銀行〔CIC〕は頭取のA.ド・モンブラネ〔A. de Monplanet〕と副頭取のポール・デヴォー〔Paul Desvaux〕を、パリバは取締役のA.ド・ジェルミニ〔A. de Germiny〕伯爵とエドガー・ステルン〔Edgard Stern〕を、ソシエテ・ジェネラル〔SG〕は名誉会長のエリー・ドワッセル〔Hély d'Oissel〕男爵——インドシナ銀行頭取——と頭取のアンリ・ゲルノー〔Henri Guernaut〕を、クレディ・リヨネ〔CL〕は頭取のエミール・ベトノ〔Emile Béthenod〕と取締役のロジェ・ド・トレゴマン〔Roger de Trégomain〕をそれぞれ派遣していた。インドシナ銀行には、そのほかに5名の取締役がいた。インドシナ銀行生え抜きの代表取締役S.シモン〔S. Simon〕以外に、オーギュスト・ジェラルド〔Auguste Gérard〕——元北京公使、元日本大使——、エルネスト・ルーム〔Ernest Roume〕——元仏領西アフリカ総督、元インドシナ総督——、オクターヴ・オンベール〔Octave Homberg〕²¹⁾——元外交官、インドシナ水道電気会社〔C^{ie} des Eaux et Electricité〕社長——、ピエール・マロー〔Pierre Marraud〕——元参事院評定官〔conseiller d'Etat〕、登記所・関税・印紙局名誉長官〔Directeur Général honoraire〕、フランス不動産信用銀行〔Crédit Foncier de France〕取締役、1921年1月に組閣されるブリアン内閣〔Cabinet Briand〕の内相に抜擢される——など政治家・元外交官・植民地関

係者が中心であった²²⁾。

(3) 中国興業銀行の危機とインドシナ銀行の対応

第一次大戦後のにわか景気に乗って急成長中であった A. ベルトロ率いる BIC は、1920 年 3 月からの極東に発する戦後恐慌の影響を受け、同年末には財政危機に陥った。仏外務省事務総長 Ph. ベルトロやフランス銀行総裁ジョルジュ・ロビノー〔Georges Robineau〕、蔵相フランソワ＝マルサル〔François-Marsal〕などの介入によって、翌 1921 年初頭に BIC 救済のための支援銀行団が組織された——インドシナ銀行は当該支援銀行団の幹事〔tête〕を要請されたが固辞した——。結局、パリバ総支配人オーラス・フィナリ〔Horace Finaly〕が率いることになった当該支援銀行団は、取り急ぎ BIC に 40 万ポンド（2417 万 3000 フラン）の緊急支援を行った（表 7 参照）。

表 7 1921 年 1 月に BIC に行われた〔第 1 次〕金融支援（40 万ポンド）の配分

パリバ〔Paribas〕	£ 200,000
インドシナ銀行〔BI〕	£ 100,000
フランス商工銀行〔BFCI〕	£ 50,000
フランス・クレディ・モビリエ〔CMF〕	£ 16,680
仏伊南米銀行〔Sudaméris〕	£ 16,660
イタリア商業銀行〔BCI〕（フランス）	£ 16,660
合計	£ 400,000

〔Source : Note remise par M. Finaly le 27 avril 1921 (annexe II du Rapport de Poisson du 22 juillet 1921), MAE(SE, AO), Chine, vol. 98, folio 133-140 ; Rapport confidentiel de You au ministre des Colonies du 20 janvier 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, XV).〕

インドシナ銀行はこの金融支援で 10 万ポンド（600 万フラン以上）の貢献——BIC 支援銀行団の中でもパリバに次ぐ第 2 位の支援——を行った。だが、パリバ銀行団（6 銀行）による当該金融支援は緊急に BIC の財政困難に応える目的でしかなく、大量の預貯金引出しや換金可能有価証券の不足に直面して、BIC の財政状態は依然として危機的状況のままであった。こうして、1921 年 1 月末にはより規模の大きい第 2 次金融支援が実施され

ることになった。インドシナ銀行は、この第2次金融支援においても渋々ながら1000万フランの支援を行い、第1次金融支援と合わせて都合1600万フラン以上の貢献を行ったのである²³（表8参照）。

表8 BICに行われた第2次金融支援（8900万フラン）の配分（単位：フラン）

インドシナ政府	Frs 10,000,000
パリバ [Paribas]	10,000,000
インドシナ銀行 [BI]	(手形 [traite]) 10,000,000
フランス商工銀行 [BFCI]	(手形) 5,000,000
仏伊南米銀行 [Sudaméris]	(手形) 5,000,000
イタリア商業銀行 [BCI] (フランス)	5,000,000
ロチルド兄弟商会	(現金 [Caisse]) 7,000,000
バンカーズ・トラスト・カンパニー	(現金) 15,000,000
ソシエテ・ジェネラル [SG]	(手形) 10,000,000
国民信用銀行 [BNC]	5,000,000
アルジェリア＝チュニジア不動産銀行 [CFAT]	5,000,000
セーヌ銀行 [Banque de la Seine]	2,000,000
合計	Frs 89,000,000

[Source : Note remise par M. Finaly le 27 avril 1921 (annexe II du Rapport de Poisson du 22 juillet 1921), MAE(SE, AO), Chine, vol. 98, folio 133-140 ; Rapport confidentiel de You au ministre des Colonies du 20 janvier 1921, AN(SOM), AE(SG), Carton 826 (BIC, XV).]

このようなパリバ銀行団の支援にも拘らず、BICの先行き不安から1920年末に8億5500万フランにも上っていた預貯金の引出しが1921年2月以降も治まらず、BICの財政危機は容易に解消しなかった。こうした状況から、インドシナ銀行はBICの救済・再建に対して次第に懐疑的になり、パリバ銀行団による支援活動から徐々に撤退してゆくことになるのである——極東市場においては、逆に裏でBICの再建を妨害するようになっていった——。その後BICは、ケ・ドルセ (Ph. ベルトロ)、インドシナ総督 M. ロン [Maurice Long]、H. フィナリや解放区相ルイ・ルシュール [Louis Loucheur] などの懸命の努力も甲斐なく、ついに1921年6月末に支払停止（銀行窓口閉鎖）に追い込まれた

のである²³。その後は「和解清算 [règlement transactionnel]」（会社更生法手続き）の下で再建を模索することになる。その間、インドシナ銀行はフランス政府やインドシナ政府を始めとしたBIC救済陣営からの如何なる支援要請も拒絶し、BICの救済・再建事業から一切手を引いてゆくのである——一方、BICはフランス政府・議会やパリバの懸命の努力によって、1922年に中国興業銀行管理会社 [Société Française de Gérance de la Banque Industrielle de Chine, SFGBIC] として再建されることになる——。

2 インドシナ総督モーリス・ロンと中国興業銀行の危機

インドシナ銀行の勢力圏 [fief]、仏領インドシナへのBICの進出（1917年7月サイゴン支店開設）以来、フランスの両銀行 [インドシナ銀行とBIC] の関係は以前にも増して緊迫したものになっていた。これに対して、インドシナ植民地当局は、概して、私的利害しか念頭にないインドシナ銀行よりもむしろBICに対して好意的な態度を示していた。インドシナ総督（M. ロン）のBICへの支援介入 [intervention] に触れる前に、M. ロンの経歴とBIC支援介入に至るまでの経緯を説明しておこう。

モーリス・ロン [Maurice Long] (1866-1923)²⁴ は、ドローム県のクレスト [Crest] に生まれ、法律を学ぶためパリに出て、1888年に控訴院の弁護士になった。司法官の職と並行して、1889～1892年の間政治・文芸記者となった。1892年のドローム [Drôme] 県会議員を手始めに政界に乗り出し、1910年5月の総選挙でレオン・アルシャンボー [Léon Archimbaud] (ジャーナリスト) を破ってドローム県下院議員に初当選した。彼は下院で植民地党 [Parti colonial] のメンバーとなり、主として外交・植民地問題のスペシャリストとして活動した。赤道アフリカの境界を画定する仏独協定案 (1911年11月)、フランス＝モロッコ協定による保護領化案 (1912年3月)、モロッコ借款契約案などに関する報告者を務めた。第一次大戦が勃発すると、下院議員でありながら志願して従軍し、エーヌ [Aisne] の戦線で負傷した。1917年9～11月にパンルヴェ [Painlevé] 内閣の補給担当相 [ministre du Ravitaillement général] に任命され戦争遂行業務に携わった。1910年から死亡するまでドローム県選出下院議員——共和社会主義＝急進社会主義 [républicain-socialiste et radical-socialiste] グループに所属した——を務めた。1919年12月10日にはインドシナ総督に任命され (1919年2月に着任)、植民地相に転出した前

任者 A. サローのインドシナ植民地政策——1911年に創設のフランス＝原住民協力体制〔politique d'association avec les indigènes〕——の忠実な継承者となった。A. サローによって始められた植民地改革を継承し、コーチシナに植民地議会、安南に諮問議会などを設置した。1920年11月に、彼は植民地相 A. サローの任務〔en mission〕を帯びて家族で一旦帰国した。1921年5月に再び任地インドシナに帰還し、ピアストル危機、世界経済恐慌、BIC 危機など様々な問題に対処せねばならなかった。マラリア病と過労を癒すため1922年5月にフランスに帰国したあと、1922年11月末に任地に戻る途中のコロンボで病に倒れ、12月の手術の後、1923年1月15日にコロンボで客死した。したがって、M. ロンの任地インドシナでの実質的な活動は、1920年2～11月と1921年5月～1922年5月の僅か1年数カ月に過ぎなかった²⁴⁾。

M. ロンのインドシナ総督着任前のアジア・インドシナの通貨状況は次のようであった。1880年代から1914年戦争に至るまで、アジア・極東では銀価は大幅な下落傾向にあった。ところが、大戦末期から反転して、銀貨は著しく騰貴した。戦争中そして戦争直後の期間、ピアストル銀貨〔piastres métalliques〕の補給〔ravitaillement〕がなかったので、インドシナ政府は、発券銀行〔インドシナ銀行〕に対する信用貨幣流通〔circulation fiduciaire〕の限度——金（銀）保有高（正貨準備高）の3倍と1900年5月16日の政令で規定されていた——を、1916年5月19日に5倍、1918年12月31日に8倍、1920年1月2日に12倍へと徐々に拡大させることを認めたが、ピアストル貨の法外な上昇を抑えることができなかった²⁵⁾。すなわち、1915年までは2.5フランであったピアストル相場は、1916年からじりじり上昇を開始し、1919年1月に4.5フラン、4月に5フラン、7月に6.5フラン、9月に8.15フラン、11月に10.85フラン、12月におよそ12フラン、そして1920年2月に16.5フランにまで上昇したのである²⁶⁾。

こうした状況で、1919年12月10日インドシナ総督に任命されたばかりのモーリス・ロンは、まずピアストルの騰貴を抑制するために銀行券の不換紙幣制度〔cours forcé〕の制定を企てた。植民地省の覚書²⁷⁾はこの制度制定の状況を次のように説明した。「当時、シャムとかビルマなど他の米生産国における収穫不足や飢饉のために、インドシナの米収穫は例外的な価値を生み出していた。消費国であるヨーロッパ、日本、アメリカ、フィリピン、インドネシアは、価格が日々上昇していたコーチシナ米を争って買っていた。それと

同時に、この収穫に融資するうえにおいて極度の困難が持ち上がっていた。実際、米の売手に支払うために、インドシナ米の買手はインドシナ向け手形の譲渡を得ようとしたが無駄であった。あるいは、言い換えると、金ドル、円、フロリン、フラン、ポンドで作成された荷為替手形〔traites documentaires〕の受取人である米の売手は、その手形を割り引いてもらい、インドシナの唯一の通貨であるインドシナ・ピアストルの交付〔délivrance〕を得るために銀行に殺到した。しかしながら、輸入取引量の十分な移動がないために、銀行自身必要なピアストルを調達することができなかった。植民地の国際収支は異常なほどの黒字であったので、ピアストルの買手は売手よりもはるかに勝っていたのである。こうした状況は、速やかにピアストル貨を鑄造し直ちに流通させる形をとった通貨の投入〔apports de numéraire〕によってしか解消され得なかった²⁷⁾のである。「発券銀行はこうした状況を解決するために援助を殆どもたすことができなかった。信用貨幣流通の限度はすでに金（銀）保有高の12倍にまで高められていたにちがいがなかった。ところで、信用貨幣流通の限度の引き上げは、発券銀行をとりわけ特権的地位に置くけれども、為替リスクから同銀行を保護する効果がなかった。なぜなら、結局のところ、発券銀行は、為替高調整操作〔couverture de change〕もなく、すなわち、対価としてのピアストル銀貨の購入もなく、発行紙幣を売ったからである。発券銀行は、平価と呼ばれるピアストルの建前〔法定〕価格と窓口で行われている売り相場の間の段々と拡大する幅をうまく按配しながら、これらのリスクから身を守っていた。こうしたやり方は、ピアストルの買手を意気阻喪させると同時に、発券銀行の起こりうる損失に保険をかける目的を持っていた²⁸⁾のである。「他の銀行の状況はさらにずっと悪かった。なぜなら、発券銀行自身と競争して、僅かな流動準備金〔contreparties disponibles〕を奪い合わねばならなかったからである」²⁹⁾。「インドシナ・ピアストルと香港ドルは通常等価であったのに、当時インドシナ・ピアストル相場は、香港ドル相場を18～20%上回っていた。そして、ピアストル相場と建前の平価との間に2フラン以上の差が確認された。利益と価格の削減という形でこうした状況の費用を負担したのは、商人と生産者であった」³⁰⁾。こうした状況で、インドシナにおいて発券銀行発行の銀行券の不換紙幣制度〔cours forcé〕は、「発券銀行を並外れた特権的立場にするのを避けると同時に、競合するすべての信用機関を公平に扱うために」³¹⁾、また同時に「ピアストルの高騰を止め、輸入に対する膨大な輸出超過でインドシナが獲得

する為替流動資産〔disponibilités de change〕を供給することによってフランス本国に援助をもたらすために」³⁰⁾、こうした状況に対処すべき唯一の効果的解決策〔remède〕と思われたのである。

そんなわけで、1920年1月20日にインドシナ総督 M. ロンは、インドシナ銀行の代表、S. シモンおよび R. ティオン・ド・ラ・ショームとこの解決策の適用を定めるための協約〔convention〕を結んだ。「この約定によれば、ピアストルのレートはインドシナ政府によって決定され、発券銀行は公定レートの1%以内のレートで発券することを約束した——1) パリでは、サイゴン払いピアストル小切手、2) サイゴンでは、パリ払いフラン小切手——。ただし、発券銀行は、サイゴン払いピアストル小切手やパリ払いフラン小切手をプレミアム無しの公定レートで、インドシナに進出している他の銀行³¹⁾にも発券する〔ravitailler〕義務があった。インドシナ銀行が取引の通常の様子で為替業務をやり遂げる目途がつかない場合、インドシナ政府は、a) パリ払い小切手をサイゴンの〔インドシナ〕銀行から公定レートで購入し、その金額をピアストルでインドシナ政府の無利子の特別口座の借方〔débit〕に記入すること、b) パリ払い小切手をサイゴンの〔インドシナ〕銀行に公式レートで売却し、その金額をインドシナ政府の特別口座の貸方〔crédit〕に記入することを約束したと明記されていた。金（銀）保有高の規約の3倍を超える流通部分については、発券銀行は最初の1000万ピアストルにつき年間1%、次の1000万ピアストルにつき1.25%、更なる追加分につき1.5%のロイヤリティー〔redevance〕をインドシナ政府に支払う。このロイヤリティーは、以前の合意で規定された5000万ピアストルを超える流通量につき0.5%のロイヤリティーに取って代わるものである」³²⁾。

信用貨幣発行の規制をインドシナ総督に認めた1914年の政令に従って、インドシナ総督の命令〔arrêté〕によって、この不換紙幣制度が確立されたのは、1920年3月27日であった³³⁾。「この制度のおかげで、インドシナの総ての対外商業取引は、極度の正貨欠乏や準備金の不足にも拘らず、もめ事もなく平常通り行うことができた。インドシナ政府は、事のなりゆきで、諸銀行の銀行となった。インドシナ政府は、要求されたピアストルを売却し、発行銀行から無利子で借り受けた」³⁴⁾のである。このように行われた幸運な為替取引は、およそ1億3450万フランのインドシナ政府の貸方〔crédit〕となっていた——インドシナ政府の特別口座は頻繁に変化し、この数字は1921年5～6月頃の

状況である——³⁵⁾。インドシナ政府が BIC への財政援助の [パリバ] 銀行団 [Consortium] に 3000 万フランの分担金を引き出したのはこの貸越金 [solde créditeur] からだったのである。

不換紙幣制度発効の直前に、BIC の経営陣とサイゴン支店長は、インドシナ政府財務局 [Trésor de l'Indochine] がフランス払い手形の引渡しの代わりに 1 億 5000 万フランの貸付を行うようインドシナ総督に要求した³⁶⁾。インドシナ政府財務局の役割は、「民間銀行への信用供与や手形の割引を認めることではないし、民間銀行から譲渡された手形の成行きについてリスクを負うこともできない」³⁷⁾と考えた M. ロンは、1920 年 3 月 1 日に植民地相 A. サローに次のように打電した。「BIC は、一流の商会、特に信用機関支払いの 30 ～ 60 日手形の振出しに対して 30 日間に分割されて 1 億 5000 万フランの限度まで、サイゴンでピアストルの交付を得ることができるようインドシナ銀行に要求した」³⁸⁾。そして、M. ロンはこの要求を支援するために A. サローにインドシナ銀行本店に介入するよう要請したのである³⁸⁾。植民地省植民地銀行・関税課長 [Chef de service des Banques coloniales et des Douanes] によると、「それ自体極めて難しいインドシナ総督によって示唆された操作 [opération] は、要請されている貸付金の莫大さに鑑みて、問題の 2 銀行は必ずしも好意的な関係を結んでいないので、より一層の慎重さが要求される」³⁹⁾と。M. ロンによって要請された働きかけ [démarche] を植民相に提案する前に、植民地銀行・関税課長は非公式に問題の 2 銀行に対して秘密調査を行った。インドシナ銀行副支配人ティオン・ド・ラ・ショームは次のように言明した。「インドシナ銀行は、M. ロンが示唆したような当座貸越ではなく、クレディ・リヨネ、パリ国民割引銀行、国民信用銀行などのような一流のパリの信用機関の期前手形引受けの譲渡に対して、要求された前貸 [avance] を BIC に認める用意がある」³⁹⁾と。他方、BIC 総支配人 J. ペルノットは、BIC の要求がインドシナ総督によって提示された仕方 [manière] に抗議し、BIC の真の要求を明確にした。すなわち、BIC が要求した前貸は実際インドシナ銀行に対してではない。BIC は「そうすることにより発券銀行の支配下に置かれるであろうし、同行に BIC の取引を知られてしまうことになろう」³⁹⁾。BIC が望んでいることは、インドシナ政府財務局による 1 億 5000 万フランの信用供与であった。しかしながら、M. ロンは BIC によって目論まれたやり方を実行に移すのは困難だと見なしたのである⁴⁰⁾。そこで、1920 年 3 月 26 日に、BIC 頭取 A.

ベルトロと J. ペルノットは植民地相 A. サローを訪問し⁴¹⁾、覚書〔note〕を手渡して BIC の見解を説明した。それによると、「その定款を理由として、インドシナ銀行は、ピアストルを交付するために、BIC によって代わりに譲渡された手形は BIC が判断する別の銀行に振り出されることを要求する。その結果、実際には、インドシナ銀行は競争相手の貿易商を完全に麻痺させてしまうであろう。もしインドシナ銀行が、単なる貿易商会に頻繁に行っているように、BIC サイゴン支店によってパリ本店向けに振り出された BIC の手形を引き受けるならば、こうした困難は解消されるであろう」⁴²⁾。「しかしながら、それでもやはり、不換紙幣制度導入によって、定款契約で規定された法定流通量を超える銀行券の創造者であり保証人であるのはインドシナ政府財務局であるという原則は残っている」⁴²⁾。「実際、これは真の国家の紙幣であり、インドシナ政府財務局は、フランスにおいて債務者〔débiteur〕（フランスでは発券銀行の紙幣の超過額はフランス銀行を介して国家の借金となる）であるのではなく、インドシナ銀行の債権者〔créancier〕であるから益々そうである。インドシナにおいては、これは通貨不足の商業に与える支払い便宜〔facilités〕である。この便宜は、競争者を圧迫するために使っている唯一の金融機関〔インドシナ銀行〕によって独占されるべきでない。困難さは、インドシナ銀行がフランス銀行やアルジェリア銀行のような単なる発券・再割引銀行ではなく、とりわけ自ら発行する紙幣を用いて自らのために働く事業銀行であることに由来する」⁴²⁾のである。こうした状況から、A. ベルトロと J. ペルノットはもう一つ別の解決策を提案した。すなわち、「インドシナ政府財務局は、インドシナ銀行に持っているような預金口座を BIC サイゴン支店に開設する」⁴²⁾ことである。不換紙幣制度導入直後の 1920 年 3 月 29 日に、A. サローは、2 銀行の間の合意を目的として、J. ペルノットと S. シモンの会談の段取りをつけた。だが、インドシナ銀行の返事は常に規定の取引の枠を出るものでなかったため、交渉は事実上中絶した⁴³⁾。結局、BIC の要望はいずれも受け入れられるところとはならなかったのである。要するに、不換紙幣制度の問題についてのこれらの出来事は、インドシナ当局にとって、インドシナ政府が 1920 年 1 月 20 日の協約の運営の結果作り出された資金を使って、危機にあった BIC に支援介入する大きな理由となったのである。

さて、1921 年 1 月初頭の BIC へのパリバ銀行団やフランス政府の最初の介入後、直ちに植民地当局（A. サロー、M. ロン）は当該銀行の救済へ参加する用意があることを表明

した。1921年1月21日から、彼らはS. シモンやティオン・ド・ラ・ショームに彼らの意向を伝え、蔵相P. ドゥメールとこの件について相談した——P. ドゥメールは1月24日にそれに同意した——⁴⁴⁾。1億フランの新たな前貸金〔第2次金融支援〕に3000万フランまで参加するようインドシナ総督に要求するパリバからの書簡を受領した後、M. ロンは1月25日にインドシナ銀行に「インドシナ政府が同行の特別口座に保有する資金の中からBICのために3000万フランを取りだすことに反対するかどうか」⁴⁵⁾を尋ねた。インドシナ銀行が「何ら問題はない」と返事したので、翌日〔1月26日〕M. ロンはインドシナ銀行に2000万フランをパリバの手にゆだねるよう命じた⁴⁵⁾。植民相に宛てた1月25日付書簡⁴⁶⁾で、M. ロンはこうした資本参加をするに至った理由とBICを倒産させないことの得策について次のように明確に説明した。すなわち、「そのような事件〔BIC倒産〕がフランス本国で与えるであろう反響については言うに及ばず、BICが活動範囲を広げていた極東の全領域において我々の状況〔situation〕に打撃を与えるばかりでなく、とりわけインドシナにおいては、米・ゴム・鉱石などの価格の下落によって数ヶ月前に惹起しすでに深刻化した金融危機をさらに悪化させる恐れがあること、依然として大部分の原住民の習慣から金属貨幣の流通が必要とされる国において、現在不換紙幣制度下にあるので、通貨危機を引き起こしたりする恐れがあること、最後に、インドシナの政治経済発展に適っていると考えられ、そして益々フランスや原住民の利益に結びつくことを願っている金融政策を多かれ少なかれ長期に亘って阻害する恐れがあること、は疑う余地がない」⁴⁶⁾。「実際、インドシナ総督に参加を要請されている金融援助には担保が提供されているし、BICの財政状態に関して提供された情報は、〔インドシナ政府の〕特別口座の状況は問題なく負担可能なインドシナ財政にとって、多少とも長期の資本の固定化の危険しか伴わないように思われる。そもそも、ご承知のように、この為替特別口座〔総督府預金〕は1920年12月に1億フラン以上の貸方〔crédit〕となっていた」⁴⁶⁾のである、と（表3参照）。ちなみに、当時のBICの活動の重要性を理解するには、次のような数値を挙げれば十分であろう。すなわち、「1920年12月31日に、〔BICからの〕預金の引出しの動きがすでに激しくなり始めていたのに、BICの極東での総預金残高は依然として6億5000万フランもあった。このうち、インドシナのそれは1億7000万フラン以上であった」⁴⁷⁾（表6参照）。また、「BICはインドシナの対外輸出のおよそ70%を取り扱っていた」⁴⁷⁾と推計されている。

BIC 支援銀行の多くがインドシナ政府による 3000 万フランの分担金の承諾を第 2 次支援協力の最終的承認の条件にしていたので、H. フィナリは M. ロンに最後の払込みを急ぎ要請した。実際、フィナリは 1921 年 1 月 31 日にパリ滞在中のインドシナ総督に働きかけを行い、この会談において、M. ロンはインドシナ政府の参加を 2000 万フランから 3000 万フランへ増やすのを承諾した⁴⁸。BIC の実際の財務状態は依然として非常に不確実であったので、M. ロンは約束の実行をためらっていた⁴⁹。H. フィナリと M. デチュー [Marcel Détéux] (インドシナ政府財政局長) の会談の結果、1921 年 2 月 12 日ついに M. ロンに残金 1000 万フランの払込みを決断させたのである⁵⁰。結局、この件へのインドシナ政府の支援介入は「政治的動機によってなされた」のであり、そして、そもそも「政治的に非常に望ましい操作 [opération] は金融的に実行可能で受け入れられるものであった」⁵¹と植民地当局 [autorités coloniales] は結論した。このように、植民地当局 (M. ロンと A. サロー) は、BIC 危機の発生する以前から BIC に対して (BIC 救済に) 終始好意的な態度を取り続けてきたのである。インドシナ総督は、BIC の倒壊と窓口閉鎖によって、1914 年戦争の勃発以来インドシナで発生していた暴動 [troubles] やテロ行為 [attentats] が鼓舞されるのをひどく恐れていた——事実、1920 年 8 月に起こったビンエン [Vinh-Yen] の陰謀 [complot] は M. ロンを当惑させた——のである⁵²。

その後、BIC への政府の介入に強く反発する上院財政委員会委員長 R. ミリエ＝ラクロワ [Raphaël Milliès-Lacroix]⁵³ は、インドシナ政府の BIC への資本参加をめぐり、その分担金の正当性、その現実的重要性、操作 [opération] の条件や形式 [formes]、資金の源泉などについて釈明を求めて、植民地相 A. サローと激しい論争を展開したのであった⁵⁴。

おわりに

インドシナ銀行と BIC は、BIC 設立当初より主たる活動地域を共有することから、潜在的なライバル関係を余儀なくされた。この関係は、BIC がインドシナ銀行の本拠・インドシナ植民地に支店を開設し始めた 1917 年から現実化 [先鋭激化] していった。第一次大戦後は、BIC は戦後ブームに乗って事業を急拡大させ、1920 年にはインドシナ銀行に匹敵する規模にまで成長して、インドシナ銀行を脅かす存在となったのである。そんな時、戦後恐慌が勃発して、BIC は大量の不良債権・貸付・当座貸越などを抱えて財政危機

に陥った。BICの救済が問題となったとき、インドシナ銀行は最初のBIC支援銀行団に参加したものの、フランス政府（ケ・ドルセ）やインドシナ政府・総督などの執拗な支援要請にも拘わらず、その後間もなくBIC支援から手を引いていったのである。半国立銀行〔banque semi-publique〕でありながら常に私的利益を優先しBICの支援を頑なに拒否するインドシナ銀行に対して、内外から非難が集中するようになり、銀行の特権更新問題にも影響を及ぼしていった。実際、1920年2月の特権満期を過ぎても議会で特権承認が得られず、毎年臨時延長される羽目に陥り植民地銀行として不安定な状態が続くことになったのである⁵⁵。

このように、パリの大預金銀行が支配するインドシナ銀行は、安全で確実な営業活動に専念し私的利益を最優先する政策を実施し、常に競争相手を排除して市場の独占を図ることに全力を傾注してきた。そこから、特権を有する半国立銀行・植民地銀行——「一般利益を体現する発券機関」——としてのインドシナ銀行に対して、フランス植民地商工業者ばかりでなくフランス政府・インドシナ政府から大きな不満が寄せられるようになっていたのである。こうしたことから、1920年の特権更新問題やBICの救済問題などを機に、インドシナ銀行の改革の問題が議場に上ることになるのである⁵⁶。

注

- (1) 権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』東京大学出版会、1985年〔Yasuo Gonjo, *Banque colonial ou Banque d'affaires. La Banque de l'Indochine sous la III^e République*, Paris (Comité pour l'histoire économique et financière de la France), 1993〕; Marc Meuleau, *Des pionniers en Extrême-Orient. Histoire de la Banque de l'Indochine (1875-1975)*, Paris (Fayard), 1990; 篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』春風社、2008年。
- (2) 篠永宣孝「バルトロ兄弟と中国興業銀行の創立」『社会経済史学』第55巻第3号、1989年; 同『フランス帝国主義と中国』、360-437頁。
- (3) Rapport d'André Poisson sur la BIC (déposé le 22 juillet 1921) pour le ministère des Finances, MAE(SE, AO), Chine, vol. 98, folio 75; Rapport de Jules Jeanneney au Sénat du 16 février 1922 (N^o 99), *ibid.*, vol. 99, folio 146-166 (151-152); Note [sur l'histoire raccourcie de la BIC], (sans signature sans date, mais de janvier 1921), *ibid.*, vol. 102, folio 18-21; AN, 65 AQ, A366¹⁻² (BIC).
- (4) 篠永宣孝「1920年恐慌と中国興業銀行の危機」『東洋研究』第195号、2015年1月; 同「中国興業銀行の破綻」『東洋研究』第198号、2015年12月。
- (5) *Exposition universelle et internationale de Gand (Banques & Institutions de Crédit)*, Paris (Michel Pigelet), 1913, pp. 26-29; 権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』東京大学出版会、1985年。

- (6) Octave Homberg, *Les Coulisses de l'Histoire : Souvenirs 1898-1928*, Paris (Fayard), 1938, p. 88 ; Marc Meuleau, *Des pionniers en Extrême-Orient. Histoire de la Banque de l'Indochine (1875-1975)*, op. cit., pp. 179-251 ; 篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』、157-171、367-368 頁；権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』、144-248 頁。
- (7) 篠永宣孝「第一次大戦期の中国興業銀行の発展と変容—事業銀行家か預金銀行か—」『東洋研究』第 189 号、2013 年 11 月；同「第一次大戦後の中国興業銀行の発展（1918-1920 年）（上）」『経済論集』第 102 号、2014 年 10 月、1-5 頁。
- (8) 篠永宣孝「第一次大戦後の中国興業銀行の発展（1918-1920 年）（上）（下）」『経済論集』第 102 号、第 103 号、2014 年 10 月、2015 年 3 月。
- (9) Patrice Morlat, *Le Krach de la Banque Industrielle de Chine*, Paris (Les Indes Savantes), 2012, pp. 73-104 ; F. François-Marsal, *Encyclopédie de Banque et de Bourse*, tome I, Paris (Crété), 1928, pp. 241-249 ; Marc Meuleau, *Des pionniers en Extrême-Orient, Histoire de la Banque de l'Indochine (1875-1975)*, op. cit. ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、1-248 頁；篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』、157-172、367-368 頁。
- (10) AN(SOM), AE(BMC), carton 84 ; Dépêche de G. Lecomte, consul à Hankéou, à A. Briand, ministre des Affaires Etrangères, du 16 février 1917 et Dépêche d'A. Conty, ministre à Pékin, à A. Ribot, président du Conseil et ministre des Affaires Etrangères, du 13 avril 1917, MAE(NS), Chine, vol. 408, folio 124-128 et 156-163 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、273-278 頁。
- (11) ベルナル大佐 [le colonel Fernand Bernard] (1866-1926) : パリに生まれ、理工科学校卒 [Polytechnicien]。1898 年にインドシナに任務で派遣され、1908 年に海軍を退いた後、パリでコーチシナ河川輸送会社 [Compagnie des messageries fluviales de Cochinchine, CMFC] (1880 年に設立) の代表を務めた。植民地行政府の補助金を受けて CMFC は、郵便サービス・輸送事業をコーチシナからカンボジアやラオスにまで拡大した。インドシナ植民地業界でとりわけ影響力のある人物で、パリのインドシナ委員会 [Comité de l'Indochine] のメンバーであるばかりでなく、農業分野やゴム事業などに專業化したコーチシナの多数の企業——Société des Caoutchouc de l'Indochine, Compagnie agricole de Suzannah, Société d'Oxygène & Acétylène d'Extrême-Orient, etc.——の取締役を兼ねていた。Cf. Liste des principales Sociétés établies ou ayant des relations suivies avec l'Indochine du 18 juin 1923, *ibid.*, PTC393/38 ; Patrice Morlat, *Indochine années vingt : Le rendez-vous manqué*, Paris (Les Indes Savantes), 2005, pp. 253-254 et 260-265 ; Kham Vorapheth, *Commerce et Colonisation en Indochine (1860-1945)*, Paris (Les Indes savantes), 2004, pp. 281, 307 et 673 ; Colonel F. Bernard, *L'Indochine, erreurs et dangers*, Paris, 1901 ; Marc Meuleau, *Des Pionniers en Extrême-Orient*, pp. 353-354 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、45、276-277 頁。
- (12) Mémoire du colonel Bernard au sujet du renouvellement du privilège de la Banque de l'Indochine, s. d. (fin 1917), MAE(SE, AO), Chine, vol. 92, folio 20-35 ou AN(SOM), AE(BCM), carton 19 ; Rapport d'A. Sarraut à H. Simon, ministre des Colonies, du 29 novembre 1917, AN(SOM), AE(BCM), carton 84 ; Marc Meuleau, *Des pionniers en Extrême-Orient, Histoire de la Banque de l'Indochine (1875-1975)*, Paris (Fayard), 1990, pp. 351-359 ; Patrice Morlat, *Les affaires politiques de l'Indochine (1895-1923)*, Paris (L'Harmattan), 1995, pp. 289-291 ; du même, *Indochine années vingt : le balcon de la France sur le Pacifique*, Paris (Les Indes Savantes), 2001, pp. 113-116.
- (13) Rapport d'A. Sarraut à H. Simon, ministre des Colonies, du 29 novembre 1917, AN(SOM), AE(BCM), carton 84 ; Rapport d'H. Saurin, Inspecteur des Colonies, sur le renouvellement du Privilège de la Banque de l'Indochine, du 1^{er} mai 1918, MAE(SE, AO), Chine, vol. 92, folio 2-8 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、273-277 頁。
- (14) Mémoire du colonel Bernard au sujet du renouvellement du privilège de la Banque de l'Indochine, s. d. (fin 1917), op. cit. ; Rapport de Valude, député, à la Chambre des Députés, du 1^{er}

décembre 1922 (No. 5187), MAE(SE, AO), Chine, vol. 376, folio 16-42 ; Lettre d'Henri de Monpezat, député de l'Annam, au Gouverneur Général de l'Indochine du 5 août 1925, *ibid.*, vol. 389, folio 252-261 ; PV de la Banque de l'Indochine, AN, 65AQ, A628² (Banque de l'Indochine).

インドシナ銀行の営業活動の中心は植民地よりも外国、とりわけ中国にあったということから、設立当初は専ら中国で活動していたBICとインドシナ銀行の競争が熾烈であったことが推察できよう。BICが支店をインドシナに開設し始めた1916年以降競争は一段と激しさを増したのである。

- (15) AG de la Banque de l'Indochine du 29 mai 1918, AN, 65AQ, A628² (BI) ; PV de la Banque de l'Indochine du 6 juin et des 5 et 19 décembre 1917, AN(SOM), AE(SG), carton 784 ; Dépêche de Conty à Ribot du 13 avril 1917, MAE(NS), Chine, vol. 408, folio 156-163.
- (16) インドシナ銀行の融資事業会社のリストについては、次の資料を参照 : Banque de l'Indochine : Son rôle dans les Colonies où elle est établie de mai 1918 et Liste des Participations de la Banque de l'Indochine, MAE(NS), Chine, vol. 408, folio 142-149 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、380頁 ; 篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』、(067)頁。
- (17) PV de la Banque de l'Indochine des 18 mars, 1^{er} avril et 10 juin 1903, AN(SOM), AE(SG), carton 783 ; Rapport du Commissaire du Gouvernement auprès de la BI, au ministre des Colonies des 11 avril et 12 juillet 1903, *ibid.*, carton 786.

植民地インドシナの開発のために農業信用銀行〔Crédit Agricole〕の喫緊の必要性にも拘らず、農業不動産信用銀行の頓挫以来、インドシナには農業信用銀行は不在であった。インドシナ銀行の特権更新問題に関する調査と審議の際、トンキン・北安南農業会議所〔Chambre d'Agriculture du Tonkin et du Nord-Annam〕会頭のルコント〔Leconte〕は、「どれほどトンキンと北安南の最も重要な利益は、植民地における長らく要求されてきた農業信用銀行の創設を唯一可能にする我が発券銀行の最終的な定款の作成に依存していることか！」と表明した。Cf. Lettre de Leconte au Résident supérieur du Tonkin du 25 février 1925, AN(SOM), AE(BCM), carton 16.

- (18) PV de la Banque de l'Indochine du 9 juillet 1908, AN(SOM), AE(SG), carton 784 ; A.-J. Pernotte, *Pourquoi et comment fut fondée la Banque Industrielle de Chine*, Paris (Jouve), 1922, pp. 80-90, notamment 85-86 ; William Oualid, *Le Privilège de la Banque de l'Indochine et la Question des Banques Coloniales*, Paris (Marcel Giard), 1923, pp. 109-112.

こうしたインドシナ銀行の営業活動や独占的態度を考慮して、インドシナ総督M. ロンは、1921年1月25日に「インドシナ銀行の特権更新計画は植民地における事業銀行〔une Banque d'affaires〕の問題を提起する」と表明したのである。Cf. Lettre de M. Long à A. Sarraut du 25 janvier 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI).

- (19) A.-J. Pernotte, *Pourquoi et comment fut fondée la Banque Industrielle de Chine*, *op. cit.*, p. 85.
- (20) AG de la Banque de l'Indochine du 26 mai 1920, AN, 65AQ, A628² (BI) ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、305頁。
- (21) オクターヴ・オンベール〔Octave Homberg〕(1876-1941) : フランス金融界の大立者で同姓同名の父オクターヴ・オンベール(1844-1907)——やはり同姓同名の参事院主任調査官〔*maître des requête au Conseil d'Etat*〕の息子。会計検査官(1871-77)、J. カイヨーの父ウジェーヌ・カイヨー〔Eugène Caillaux〕蔵相の官房長、ソシエテ・ジェネラル総支配人(1880-90)、フランス銀行監査役(1891-1907)、インドシナ銀行副頭取(1900-07)、西部鉄道会社副社長・社長、経済鉄道会社社長——とマリー・コルプ〔Marie Kolp〕の息子で、「金融界の夢想家〔*romantique de la finance*〕」と称された。息子オクターヴ・オンベールはまず外交官の道を選び、1897年に研修生として外務省に入る。1905年にT. デルカッセ外相官房付アタッシュエを経て、1906年1月に休暇を取り極東への調査研究——極東経済使節〔*mission d'économie en Extrême-Orient*〕——に派遣された。帰国後の1907年5月にインドシナ事務長に就任し(～1909)、1909年にはパリ連合銀行頭取L. ヴィラール〔Lucien Villars〕に見込まれて同行取締役に迎えられ、間もなく同行副頭取(1914-17)に就任

した。さらに、パリ連合銀行を代表して、モスクワ合同銀行〔Banque de l'union de Moscou〕やフランス＝セルビア銀行〔Banque franco-serbe〕の副頭取なども兼任した。銀行金融界への天下り以来、彼は外務省（政府）と財界とのパイプ役として重要な役割を果たした。大戦中は（1914～17年）蔵相リボーの協力者となり為替委員会委員長としてアメリカとの財政交渉に当たった。1920年には自らの大事業銀行・フランス植民地金融会社〔Société financière française et coloniale〕を設立すると同時にインドシナ銀行取締役にも就任し、インドシナ水道電力会社〔Compagnie des eaux et de l'électricité de l'Indochine〕やインドシナ電力会社〔Société indochinoise de l'électricité〕など次々と植民地企業の社長・取締役就任した。そうして彼は、フランス植民地金融会社を中心に極東の23会社、アフリカ・マダガスカル8会社、フランス本国の14会社を支配する一大グループを形成して、第一次大戦後のフランス植民地金融界・財界を代表する大立者となった。アンドレ・オンベール〔André Homberg〕（1867-1948）——会計検査官（1894-1901）、フランス商工銀行支配人、ソシエテ・ジェネラル総支配人（1913-18）・取締役・副頭取、そして同行頭取（1922-37）に就任——は彼の従兄に当り、またインドシナ銀行事務長（1909）・副支配人（1913）・支配人（1920）・取締役兼支配人（1930）・頭取（1932）のR. ティオン・ド・ラ・ショーム〔René Thion de la Chaume〕（1877-1940）は義弟に当る。ちなみに、息子オクターヴ・オンベールは、著名な経済学者ジャン・ブルドー〔Jean Bourdeau〕の娘ジョヌヌ〔Jeanne〕と結婚した。Cf. *Annuaire diplomatique et consulaire* ; Jean-Claude Daumas (dir), *Dictionnaire historique des patrons français*, Paris (Flammarion), 2010, pp. 369-371 ; E. Chadeau, *Les inspecteurs des Finances au XIX^e siècle (1850-1914)*, Paris (Economica), 1896, p. 139 et 169 ; PV de la Banque de l'Indochine du 31 janvier 1906 et du 24 avril 1907, AN(SOM), AG(SG), carton 784 ; O. Homberg, *Les coulisses de l'histoire : souvenirs 1898-1928*, Paris (Fayard), 1938 ; Hubert Bonin, *La Banque de l'union parisienne (1874/1904-1974)*, Paris (PLAGE), 2001, pp. 21, 56-57 et 92 ; Jacques Boudet (dir.), *Le Monde des Affaires en France de 1830 à nos jours*, Paris, 1952, pp. 49-50 ; Liste des Participation de la Société Financière Française et Coloniale du 11 avril 1929, AHCA(CL-Agricole), FCL, DEEF61012 ; [Note sur les Sociétés dans lesquelles O. Homberg et Thion de la Chaume sont Administrateur] du 18 juin 1923 et Société financière française et coloniale et ses filiales, s. d., Archives historiques de BNP Paribas, PTC393/38 et 40 ; 篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』、236-237頁。

(22) AG de la Banque de l'Indochine du 26 mai 1920 et du 25 mai 1921, AN, 65AQ, A628² (BI).

インドシナ銀行頭取のエリー・ドワッセル男爵は1920年6月17日に死亡したので、ソシエテ・ジェネラル副頭取のアンドレ・オンベール〔André Homberg〕（1867-1948）——元フランス商工銀行支配人、オクターヴ・オンベールの従兄弟——が交代した。また、P. デヴォーは1920年11月11日に死亡したので、インドシナとボルドーを拠点とするドニ兄弟会社〔Maison Denis frères〕社長のアルフォンス・ドニ〔Alphonse Denis〕が交代した。その結果、インドシナ銀行新頭取には副頭取のA. ド・モンブランが就任し、副頭取には代表取締役のS. シモンが任命された。

(23) 篠永宣孝「中国興業銀行の破綻」『東洋研究』第198号、2015年12月；同「中国興業銀行の支払停止—BIC救済の挫折—」『東洋研究』第200号、2016年7月。

(24) *Dictionnaire des Parlementaires Français (1889-1940)* ; Patrice Morlat, *Indochine années vingt : Le rendez-vous manqué (1918-1928)*, Paris (Les Indes savants), 2005, pp. 68-69, 75-76, 108-111 ; Octave Homberg, *Les coulisses de l'histoire*, op. cit., p. 241 ; 濱口學「クローデルと日仏通商条約改訂交渉(六)」『國學院法學』第50巻第3号、2-4頁。

(25) Lettre d'A. Sarraut, ministre des Colonies, à Milliès-Lacroix, président de la Commission des Finances du Sénat, du 1^{er} juin 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III) ; Note du Directeur des finances de l'Indochine sur le Compte spécial du 2 mai 1923, AN(SOM), AE(BCM), carton 17 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、255-266頁。

(26) PV de la Banque de l'Indochine du 26 mai 1920, AN, 65AQ, A628² (Banque de l'Indochine).

- (27) Note sur l'origine des fonds avancés [Note du ministère des Colonies], s. d. (1921), AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III) ; Note du Directeur des finances de l'Indochine sur le Compte spécial du 2 mai 1923, AN(SOM), AE(BCM), carton 17.
- (28) Lettre d'A. Sarraut à Milliès-Lacroix du 1^{er} juin 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III).
- (29) Note sur l'origine des fonds avancés [Note du ministère des Colonies], s. d. (1921), AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III).
- (30) Lettre d'A. Sarraut à Milliès-Lacroix du 1^{er} juin 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III) ; Note du Directeur des finances de l'Indochine sur le Compte spécial du 2 mai 1923, AN(SOM), AE(BCM), carton 17.
- (31) インドシナに進出していた他の銀行は、BIC の他に、香港上海銀行、チャータード銀行であった。
- (32) Note de Milliès-Lacroix sur la participation du Gouvernement Général de l'Indochine au Syndicat de soutien de la BIC du 21 juin 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III) ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、264-265 頁。
- (33) Note de Détieux, Directeur des finances du Gouvernement général de l'Indochine, pour le Président de la Commission des finances du Sénat (Milliès-Lacroix), s. d. (1921), AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III).
- (34) Lettre d'A. Sarraut à Milliès-Lacroix du 1^{er} juin 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III), ou AHCA (CL-Agricole), FBI, 439AH947 (BIC).
- (35) 不換紙幣制度のおかげで、ピアストルの相場は 1920 年 5 月から下落しはじめた。最終的にこの制度は 1921 年 12 月 31 日で廃止された。Cf. Note du Directeur des finances de l'Indochine sur le Compte spécial du 2 mai 1923, AN(SOM), AE(BCM), carton 17.
- (36) Note du Chef de service des Banques coloniales et des Douanes du Ministère des Colonies du 7 mars 1920 et Télégramme d'A. Sarraut à M. Long du 13 mars 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I) ; Note du Directeur des finances de l'Indochine sur le Compte spécial du 2 mai 1923, AN(SOM), AE(BCM), carton 17.
- (37) Télégramme de Long à Sarraut du 20 mars 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (38) Télégramme de Long à Sarraut du 1^{er} mars 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (39) Note du Chef de service des Banques coloniales et des Douanes du Ministère des Colonies du 7 mars 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (40) Télégramme de Long à Sarraut du 20 mars 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (41) Note pour le chef du Bureau des Banques coloniales du 20 avril 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (42) Note remise par A. Berthelot à A. Sarraut, le 26 mars 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (43) Lettre de J. Pernotte à S. Simon, administrateur-directeur de la Banque de l'Indochine du 29 mars 1920, Lettre de la Banque de l'Indochine à J. Pernotte du 7 avril 1920 et Note pour le chef du Bureau des Banques coloniales du 20 avril 1920, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, I).
- (44) Annotation à la lettre de M. Long à A. Sarraut du 25 janvier 1921 et lettre de M. Long à A. Sarraut du 27 janvier 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI) ou AEF, B31602 (BIC, Correspondance, No. 275).
- (45) Lettres de M. Long à la Banque de l'Indochine des 25 et 26 janvier 1921 et Lettre de M. Long à la BPPB du 26 janvier 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI) ; Rapport confidentiel de You au Ministre des Colonies du 20 janvier 1921, *ibid.*, carton 826 (BIC, XV) ; PV de la Banque de l'Indochine du 2 février 1921, *ibid.*, carton 826 (BIC, III). ちなみに、M. ロンは追加の 1000 万フランの払込みを第 2 次金融支援団〔second Syndicat〕の形成と BIC の財務状態の新たな調査を条件につけた。

- (46) Lettre de M. Long à A. Sarraut du 25 janvier 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI) ; Lettre d'A. Sarraut à Millières-Lacroix du 1^{er} juin 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III).
- (47) Note remise au Ministre (A. Sarraut), le 23 décembre 1923 et Note manuscrite par A. Saraut, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI) ; A.-J. Pernotte, *Pourquoi et comment fut fondée la Banque Industrielle de Chine*, Paris (Jouve), 1922, p. 88.
- (48) Lettres de la BPPB à M. Long du 29 janvier et du 1^{er} février 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI).
- (49) Lettre de M. Long à la BPPB du 10 février et Lettre de la BPPB à M. Long du 10 février 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI).
- (50) Lettre de la BPPB à M. Long du 12 février, Lettre de M. Long à la Banque de l'Indochine du 12 février et Lettre de M. Long à A. Sarraut du 12 février 1921, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, VI).
- (51) Note sur l'origine des fonds avancés [Note du ministère des Colonies], s. d. (1921) et Note pour le Président de la Commission des finances du Sénat au sujet de la participation du Gouvernement général de l'Indochine au Syndicat de soutien de la BIC (Réponse à Millières-Lacroix, le 30 juin 1921), AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III et VI).
- (52) Claude Paillat, *Dossiers secrets de la France contemporaine, tome 2 (la victoire perdue, 1920-1929)*, Paris (Robert Laffont), 1980, pp. 419-422 ; PV de la Banque de France du 3 février 1921, op. cit., vol. No. 107, pp. 268-271.
- (53) R. ミリエ = ラクロワ [Raphaël Millières-Lacroix] (1850-1941) : 著名な画家の息子。ランド県 [Landes] のダクス [Dax] でランシャ製造販売業 [marchand-drapier] を家業としていたが、ダクス市長・県会議員・ランド県会議長として政治に乗り出した。ダクスを湯治場として大いに発展させたので、1897年にランド上院議員に選出された (1933年まで議席を維持した)。1906-09年にクレマンソー内閣の植民地相に就任し、1917年から1920年までは上院の予算委員会一般報告者 [rapporteur-général]、1929～1933年に上院副議長を務めた。Cf. P.-R. Ambrogi et J.-P. Thomas, *Sénateurs, 1891-2001*, Biarritz (atlantica), 2001, p. 371 ; *Dictionnaire des Parlementaires français (1889-1940)*.
- (54) Cf. Correspondances échangées entre Millières-Lacroix et A. Sarraut, AN(SOM), AE(SG), carton 826 (BIC, III) ; Lettre du Ministre des Colonies (A. Sarraut) à M. le Président de la Commission des Finances du Sénat (Millières-Lacroix) du 1^{er} juin 1921, AHCA(CL-Agricole), FBI, 439AH937 (BIC).
- (55) Maurice Lévy-Leboyer, Préface *Des pionniers en Extrême-Orient*, op. cit., pp. 3-5 ; 篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』、157-171、367-368頁；権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』、144-248頁。
- (56) 権上康男『フランス帝国主義とアジア』、359-373頁；Marc Meuleau, *Des pionniers en Extrême-Orient. Histoire de la Banque de l'Indochine (1875-1975)*, op. cit.